

平成 25 年度デザイン学大学院連携プログラム
プログラム履修生研究活動経費募集要項

このたび、デザイン学大学院連携プログラムにおいて、プログラム教育課程履修者が自発的に独創的な研究活動を行うために必要な経費の支援を目的とし、研究活動経費として応募制により募集を行い、審査のうえ支給することとなりました。平成 25 年度デザイン学履修生（本科生）合格者で、申請希望者は以下の要領にて応募してください。

1. 応募資格

平成 25 年度デザイン学大学院連携プログラム履修生（本科生）合格者で、休学などの理由で履修資格が停止していない者。

2. 応募方法

研究活動経費申請書（様式第 1-1～1-5、様式 1-4 については必要に応じ使用）に所要事項を記入の上、所定の日時までにユニット事務室へ提出すること。

なお、応募にあたり、海外での研究活動のための旅費が必要な場合は、研究活動経費に含めて申請すること。

申請書については、デザイン学大学院連携プログラムのホームページに本要項と併せて掲載する様式（Word ファイル）をダウンロードし、作成すること。

○ 申請書提出先及び照会先

京都大学学際融合教育研究推進センター

デザイン学ユニット事務室（工学部物理系校舎北棟 6 階 605 号室）

電話：075-753-3581（内線 吉田 83581）

○ 郵送の場合の送付先

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 工学部物理系校舎北棟 6 階 605 号室

京都大学学際融合教育研究推進センター デザイン学ユニット事務室

3. 応募締切

平成 25 年 10 月 4 日（金）17 時（必着）

4. 選考方法

提出された研究活動経費申請書について、本プログラムが設置する選考委員会によって厳正な審査をおこなったうえ、ユニット事務室を通じて審査結果を公表する。

なお審査にあたっては、研究課題の学術的重要性、独創性に加えて、本プログラムの目標との整合性を評価する。

5. 受給予定額

各研究計画により、後期分として一人当たり最大 60 万円を支給予定。

6. 経費の執行手順

受給者は、研究活動経費の執行に先立ち、決定された配分額に従い、研究活動経費使用計画書（様式 3）を提出し承認を得たうえで、指導教員の確認を得ながら、各研究科の手続きに従って使用すること。また、法令および京都大学の規定に従って、適正に使用すること。

年度末または研究活動が終了後には、所定の報告書（様式 5）を提出すること。

なお、受給者が不適切な研究活動経費の執行を行ったときは、受給者は、執行した研究活動経費の一部又は全部を京都大学に返還しなくてはならない場合がある。

7. その他

支給対象となった研究活動経費に係る研究計画・概要等については、公開することがある。